

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年1月7日（水曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（35名）

1 番 早川 英雄 君	2 番 早川 誠一 君	3 番 佐藤 久雄 君
4 番 早川 清治 君	6 番 佐藤 善一 君	7 番 清水 宗夫 君
8 番 兼村 正美 君	9 番 石木 治男 君	10 番 後藤 利彦 君
11 番 大澤 慶一 君	12 番 八木 豊明 君	13 番 杉山 徳成 君
14 番 村井 由和 君	15 番 山田 晴重 君	16 番 亀山 浩 君
17 番 安田 孝義 君	18 番 篠田 泰道 君	19 番 横井 文雄 君
20 番 中島 利彦 君	21 番 増井 賢一 君	22 番 加藤政比古 君
23 番 土屋 尊史 君	24 番 神山 博和 君	25 番 野村 茂 君
26 番 長屋 芳成 君	27 番 日置 香 君	28 番 藤川 勝 君
29 番 相宮 千秋 君	30 番 永井 博光 君	31 番 岡田 忠敏 君
32 番 伊佐地鐵夫 君	33 番 川村 信子 君	34 番 漆畑 和子 君
35 番 岩田 幸子 君	36 番 後藤 信一 君	

○委員以外の出席者

経済部長	坂井 一弘 君	農業委員会事務局長	玉田 和久 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	内田 千夏 君
洞戸事務所 係長	古田 考幸 君	板取事務所 係長	長屋 守世 君
武芸川事務所 主査	松井 信弘 君	武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君
上之保事務所 係長	森 太桂弘 君		

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いします。昨年の12月に東京で全国農業委員会会長代表者会が行われました。その中で国は今年度、農業委員会の改革をはじめといたしまして農協の改革を含めて関係法令の改正が行われることになっていますが、我々農業委員会では認定農業者の担い手の確保や育成、農地の集積、遊休農地の発生解消に向けた取り組みへの期待が高まっています。委員の皆様方には、まず健康第一でご活躍されますことを願ひまして年頭の挨拶にさせていただきますと思います。

○事務局課長補佐（長尾成広君） ありがとうございました。それでは、経済部長からご挨拶を申し上げます。

○経済部長（坂井一弘君） あけましておめでとうございます。昨年は大変お世話になりました。本年もまた引き続きよろしくお願いします。

ただ今、会長よりお話がありましてとおり農業政策は大変大きな転換期を迎えております。昨年度の減反の廃止等、これからも色々変革があると予想されます。関市においても昨年度は市長から「チャレンジ」ということで色々な催しを行ってきました。農業関係におきましては、婚活イベントの開催、新規就農の育成という観点から「農業発見ナビ」を開催し、多くの人に農家を訪れていただいたり、農業を体験していただいたりしました。経済ではモノづくりの街というPRで春には「ビジネスプラス展」を開催し関市の企業を紹介する催しも行いました。秋には「工場の参観日」ということでものづくりの現場を多くの方に訪れていただく機会を設けました。新年度も引き続き、継続していきますので皆様方にもご協力願ひたいと思います。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は5番 石原記念和委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

14番 村井由和委員、15番 山田晴重委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） はじめに訂正をさせていただきます。

申請箇所の地図ですが、14ページが4条8番となっていますが5条8番の間違いです。同じく25ページの5条8番は4条8番のものでありますのでよろしくお願いします。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、市平賀地内、岩下公民センターの西220mほどなどに位置する田6筆、3177㎡です。

譲受人は、譲渡人である父より申請地を無償にて譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというも

の。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため子である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

次の2番と同時許可案件になります。

2番の案件は位置図が2ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、市平賀地内、岩下公民センターの北東160mほどなどに位置する田、2505㎡です。

使用借人は、いどこである使用借人より申請地を借り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。使用貸人は、自営業との兼業により、農業経営が困難になってきたため使用借人の申し出に応じ申請地を貸し付け、農業経営を縮小したいというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、西神野地内、富野保育園北北西240mほどに位置する田2筆、57㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、神野地内、今谷集会場の北西640mほどに位置する農振農用地である田、448㎡、農用地でない田6筆、3707.61㎡および畑、938.91㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け農業経営に従事したいというものです。譲渡人は、遠方に居住しており、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、農地性有りと確認しています。

5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、稲口地内、国道248号関バイパス稲口インターの北西320mほどに位置する農振農用地である田、1,119㎡です。

譲受人は、申請地を譲渡人である母より譲り受け、農業経営を継承したいというものです。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、息子である譲受人の申し出に応じ、無償で譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

最後に6番の案件は位置図が6ページになります。

所有権移転で申請地は、雄飛ヶ丘地内、倉知小学校の東200mほどに位置する畑、135㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというものです。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難なため、譲渡人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの1件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

- 1 番（早川英雄君） 1 番、2 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 3 番、4 番について欠席者 5 番の石原委員より異議なしと伺っております。
- 7 番（清水宗夫君） 5 番について異議ありません。
- 10 番（後藤利彦君） 6 番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 1 号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第 1 号の 6 件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第 2 号農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

農地法第 4 条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は 4 ページになります。

1 番の案件は位置図が 7 ページになります。

申請地は、鋳物師屋 6 丁目地内、関中央病院の北西 3 1 0 m ほどに位置する田 7 筆、3, 9 4 9 m²です。

申請人は、相続により申請地を取得したが農業経営が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を整備したいというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

余談ですが、太陽光発電施設用地には、取得単価の安い農地や有効利用されていない宅地や雑種地での申請が多く、経営コスト、ランニングコストを下げてみえるのが多いのですが、今回の申請では、比較的地価の高い地区での農地で、申請されてみえ、課税的には、転用後は、雑種地になり宅地並み課税になりますので、ざっとですが、農地では 6 0 0 0 円くらいの税金が、宅地並み課税ですとこれもざっとですが 1 3 0 万円くらいになりますので参考に申し伝えます。

2 番の案件は位置図が 8 ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道関富岡駅の南 3 3 0 m ほどに位置する田、1 3 8 m²です。

申請人は、申請地の東隣が市道幹線・東山西田原線の用地買収により、市へ譲り渡し道路側溝ができたことにより、申請地が道路より低くなってしまい田としては利用しにくくなったため、申請地を一時転用により畑とし、嵩上げをしたいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

3 番の案件は位置図が 9 ページになります。

申請地は、大杉地内、ふる里農園美の関の西 2 1 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、3 6 0 m²です。

申請人は、一体利用地にあった住居が一昨年消失したため、申請地に新たに自己用の住宅を建築したいというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

4 番の案件は位置図が 1 0 ページになります。

申請地は、西田原地内、田原小学校の南東 2 0 0 m ほどに位置する畑、現況地目が雑種地、3 7 0 m²です。

申請人は、申請地と南に隣接する土地とともに太陽光発電施設を整備したいというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第 3 種農地と判断します。

なお 5 条 2 番の申請と同時許可案件になります。

5 番の案件は位置図が 1 1 ページになります。

申請地は、神野地内、今谷集会場の南 4 0 m ほどに位置する田 3 筆、4 5 6 m²です。

申請人は、申請地の南西に位置する県道神野美濃線に側溝がないことなどの理由により、申請地に水が流入し、田として管理がしにくくなっているため、申請地を一時転用により畑とし、嵩上げをしたいというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第 2 種農地と判断します。

6 番の案件は位置図が 1 2 ページになります。

申請地は、志津野地内、富野保育園の北西 2 9 0 m ほどに位置する畑 2 筆、1 5 5 6 m²のうち 7 8 6 . 7 m²です。

申請人は、申請地に太陽光発電施設を設置し整備したいというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第 2 種農地と判断します。

7 番の案件は位置図が 1 3 ページになります。

申請地は、志津野地内、富野保育園の西北西 2 5 0 m ほどに位置する畑 2 筆、1 1 5 2 m²のうち 7 3 9 . 4 7 m²です。

申請人は、申請地に農業用倉庫及び太陽光発電施設を設置し整備したいというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第 2 種農地と判断します。

8 番の案件は位置図が、先ほど訂正させていただきました 2 5 ページになります。

申請地は、巾 2 丁目地内、巾公民センターの東 2 7 0 m ほどに位置する畑、2 2 8 m²です。

申請人は、申請地を相続により取得したが、遠方に引っ越したため農業経営が困難になってきたため、申請地に太陽光発電施設を設置し整備したいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第 3 種農地と判断します。

9 番の案件は位置図が 1 5 ページになります。

申請地は、倉知地内、倉知ふれあいセンターの北東 9 0 m ほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、2 1 5 m²です。

申請人は、遠方に居住しているが、今回、申請地に新たに自己用の住宅を建築し移り住みたいというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が16ページになります。

申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知赤尾交差点の東120mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地3筆、468㎡および登記地目が畑、現況地目が宅地、52㎡です。

申請人は、現在居住している敷地の隣接地に、離れ及び農機具倉庫を建築したいというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

最後に11番の案件は位置図が17ページになります。

申請地は、小瀬地内、関サービスエリアの北北東180mほどに位置する畑2筆、1031㎡のうち434.94㎡です。

申請人は、申請地に太陽光発電施設を設置し整備したいというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なお事業計画変更許可の3番の申請と同時許可になります。

以上9件について、ご審議をお願いします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。

○ 2番（早川誠一君） 2番について異議ありません。

○ 3番（佐藤久雄君） 3番、4番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） 5番について欠席者5番の石原委員より異議なしと伺っております。6番、7番について異議ありません。

○ 7番（清水宗夫君） 8番について異議ありません。

○ 10番（後藤利彦君） 9番、10番について異議ありません。

○ 13番（杉山徳成君） 11番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 23番（土屋尊史君） 賛成はするのですが、少し意見をさせていただきます。道を作ると三角の半端な土地が生じると思うのですが、それを隣の人に売って名義を変えて一枚の農地として管理がしやすいようにしていかないと、単純に荒れ地になってしまうだけだと危惧されます。土地計画の段階で三角地が出来ないようにとか、隣人上手に土地交渉するよう働きかけしていただけないでしょうか。

○ 事務局課長補佐（長尾成広君） 今回の件に関しましては、転用は個人が申請者になっていますが、実質は、建設部が嵩上げや残土処理等することになっています。

しかし、今後そうでない場合も出てくると考えられますので、関係部課とも相談して農地が適正に管理されるようすすめていきたいと思います。

○ 議長（佐藤善一君） ほかに質疑がある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の11件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件は位置図が18ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの南460mほどに位置する農振農用地である田2筆、1497㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月15日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

賃貸借の期間は、平成27年12月25日としています。

2番の案件は位置図が19ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は西田原地内、田原小学校の南東210mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、67㎡です。

使用借人は、使用貸人である母より申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し整備したいというもの。使用貸人は、使用借人である息子の申し出に応じて貸し付けるというものです。

12月15日に現地確認をしたところ雑種地であったため、始末書の添付があります。

使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお4条4番の申請と同時許可案件になります。

3番の案件は位置図が20ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、西神野地内、富野保育園北北西210mほどに位置する田459㎡です。

使用借人は、唐銅製品の製造販売などや太陽光発電システムによる発電及び売電に関する事業を営んでおり、申請地を借り受け、太陽光発電設備を設置し整備したいというもの。使用貸人である法人の経営者は、使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日より20年間としています。

なお、5条の4番、5番の申請と同時許可案件になります。

4番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転で申請地は、西神野地内、富野保育園北北西210mほどに位置する田0.62㎡で

す。

譲受人は、申請地の北側に農地を所有しており、今までは、その所有地へは北西側から進入していたが不便であったため、今回申請地を譲り受け、その自己所有地の南側から接道するため申請地を取得したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

5番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転で申請地は西神野地内、富野保育園北北西210mほどに位置する田2筆、222㎡です。

譲受人は、唐銅製品の製造販売などや太陽光発電システムによる発電及び売電に関する事業を営んでおり、申請地を譲り受け、3番の案件の土地とともに太陽光発電設備を設置し整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

6番の案件は位置図が23ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は神野地内、下日立公会堂の北東80mほどに位置する畑、905㎡のうち272.32㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、子どもが大きくなり手狭になってきたため、使用貸人である父より申請地を借り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である子の申し出に応じて貸し付けるというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。

使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

7番の案件は位置図が24ページになります。

所有権移転で申請地は、巾2丁目地内、巾公民センターの北東170mほどに位置する畑154㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、手狭になってきたため、申請地とその北側の宅地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件で位置図は戻りまして14ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、巾3丁目地内、巾公民センターの南西510mほどに位置する畑823㎡です。

使用借人は、申請地を借り受け、貸テント倉庫として、妻が経営する粉カーボンの再処理製品を製造する会社に貸し付けたいというもの。使用貸人は、高齢により農業経営が困難であったところ、使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

1 2月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が26ページになります。

所有権移転で申請地は西貸上地内、十六銀行関支店の北西140mほどに位置する田、541㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を譲り受け宅地分譲したいというもの。譲渡人は、農業経営を縮小するため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月15日に現地確認をしたところ田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件は位置図が27ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は倉知地内、国道248号関バイパス倉知東交差点の北東150mほどに位置する登記地目が田、現況地目が原野、1044㎡です。

賃借人は、不動産業や太陽光発電機器の設置、販売、保守等の事業を営んでおり、申請地を借り受け、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

12月15日に現地確認をしたところ原野と確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日より20年間としています。

11番の案件は位置図が28ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下有知地内、下有知中学校の北380mほどに位置する田、963㎡です。

賃借人は、市内で建設業を営んでおり、申請地を借り受け、建設資材置場として利用したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

12月15日に現地確認をしたところ原野と確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

賃貸借の期間は、許可日より20年間としています。

12番の案件は位置図が29ページになります。

所有権移転で申請地は下有知地内、今宮公民センターの北東260mほどに位置する畑、846㎡です。

譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が30ページになります。

所有権移転で申請地は池尻地内、池尻東集会所の南南西100mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、596㎡です。

譲受人は、現在申請地の北隣に居住しており、来客用駐車場がなく手狭なため、申請地を譲り受け、駐車場及び庭として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

14番の案件は位置図が31ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は小瀬地内、西部保育園の東470mほどに位置する田、367㎡です。

使用借人は、現在借家に居住しており手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、子である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというもの。

隣接農地の承諾書の添付があります。

12月15日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する、おおむね10ha未満の農地等に該当するため、第2種農地と判断します。

15番の案件は位置図が32ページになります。

所有権移転で申請地は広見地内、武芸川浄化センターの北東260mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、47㎡です。

譲受人は、申請地を無償で譲り受け、石碑を建立したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね1ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地等に該当するため、第1種農地と判断します。

16番の案件は位置図が33ページになります。

所有権移転で申請地は、山田地内、国道248号と国道156号の交差する山田交差点の南東180mに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、17㎡です。

譲受人は、三重県伊勢市などで、土木建設工事業のほか高齢者福祉施設の運営を事業として営んでおり、申請地及び隣接する一体利用地を譲り受け、高齢者福祉施設を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件は位置図が34ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は武儀下之保地内、古布多目的研修施設の西北西100mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、806㎡のうちの78.47㎡です。

使用借人は、現在申請地の北側に居住しており、妻である使用貸人より申請地を借り受け、車庫及び農業用倉庫を建築したいというもの。使用貸人は、夫である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件は位置図が35ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は武儀下之保地内、古布多目的研修施設の西北西100mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、806㎡のうちの152.96㎡です。

使用借人は、現在申請地の北側に居住しており、その隣に新築住宅を建築するにあたり、申請地を借り受け、自宅への進入路を整備したいというもの。使用貸人は、子である使用借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

1 9 番の案件は位置図が3 6 ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は武儀下之保地内、津保川上野橋の北5 0 mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、1 3 3 7 m²です。

賃借人は、住宅設備機器、太陽光発電及び売電事業などを営んでおり、申請地を借り受け、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

1 2 月 1 5 日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

2 0 番の案件は位置図が3 7 ページになります。

所有権移転で申請地は、板取田口地内、板取川温泉の南西5 6 0 mほどに位置する畑、8 3 m²のうち3 2 . 0 1 m²です。

譲受人は、申請地の南側にある大作業小屋を所有しているが、その土地が市道の拡幅工事に掛ったため、申請地を譲り受け、作業小屋を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じるというものです。

1 2 月 1 1 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

最後に2 1 番の案件は位置図が3 8 ページになります。

所有権移転で申請地は、板取保木口地内、板取川温泉の南南西6 2 0 mほどに位置する畑、8 6 m²です。

譲受人は、申請地の道路を挟んで反対側に物置・倉庫を所有しているが、その土地が市道の拡幅工事に掛かったため、自宅の南隣にある申請地を譲り受け、物置倉庫及び車庫を建築したいというもの。譲渡人は、親戚である譲受人の申し出に応じるというものです。

1 2 月 1 1 日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの1 0 件、使用貸借権の設定に関するもの7 件、賃貸借権の設定に関するもの4 件、計2 1 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 2 番(早川誠一君) 1 番について、泥水が用水路に入らないようにだけ依頼済です。あとは異議ありません。

○ 3 番(佐藤久雄君) 2 番について異議ありません。

○ 議長(佐藤善一君) 3 番、4 番、5 番、6 番について欠席者5 番の石原委員より異議なしと伺っております。

○ 7 番(清水宗夫君) 7 番、8 番について異議ありません。

○ 8 番(兼村正美君) 9 番について異議ありません。

○ 1 0 番(後藤利彦君) 1 0 番について異議ありません。

○ 1 2 番(八木豊明君) 1 1 番、1 2 番について異議ありません。

○ 1 3 番(杉山徳成君) 1 3 番、1 4 番について異議ありません。

○ 1 4 番(村井由和君) 1 5 番について異議ありません。

- 17番（安田孝義君） 16番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 17番、18番、19番について異議ありません。
- 27番（日置 香君） 20番、21番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 23番（土屋尊史君） 3番と5番についてですが、太陽光発電施設を3番は会社を作る、5番は個人が作るということで、別々に作ると解釈してよろしいですか。もし、一緒に作るようでしたらこの申請ではまずのではないかと思います。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） 申請書を持参して、後程説明させていただきます。
- 議長（佐藤善一君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、3番と5番を保留にいたしまして次にすすめてまいりたいと思います。

それでは議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第4号農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は18ページになります。

1番の案件は位置図が39ページになります。

転用目的変更で申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知西交差点の南西190mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地5筆、1421.18㎡です。

当初事業計画者は、平成3年9月2日5条許可及び平成10年1月28日事業計画変更許可により、申請地を配送センター及び貸駐車場として整備する予定でありましたが、設計段階になって、敷地面積が狭すぎるということで、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画は、申請地を太陽光発電設備として整備したいというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が40ページになります。

所有権移転・転用目的の変更で申請地は、池尻地内、池尻東集会所の南南西100mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、596㎡です。

当初の事業計画者は、平成21年2月17日5条許可により、申請地と北隣にある宅地を取得して、自己用の住宅の建築と植林をする予定でありましたが、転勤により、別の土地に住宅を建築したため、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、申請地の北隣に住宅を建築し、申請地を来客用駐車場及び庭として整備したいというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、畑でした。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお、5条転用許可申請の13番の案件と同時申請になります。

3番の案件は位置図が41ページになります。

転用目的の変更で申請地は、小瀬地内、関サービスエリアの北北東180mほどに位置する畑572㎡のうち182.34㎡です。

当初の事業計画は、平成10年8月28日5条許可により、申請地を車庫及び倉庫敷地として利

用する予定でしたが、経済的事情により規模を縮小し転用したため、申請地の転用はしなかったというもの。変更後の事業計画は、申請地及び南隣にある畑に太陽光発電設備敷地として整備したいというものです。

12月15日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

なお、4条転用許可申請の11番の案件と同時申請になります。

以上、3件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きます。

○ 5番（石原記念男君） 1番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の3件について原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの22筆、12件、新規22筆の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が22筆、45060㎡です。

地区は、千疋、広見、肥田瀬、武芸川谷口、平の5地区です。

設定を受ける方は、PLUS(株)ほか4件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

次に、報告1号農地法第18条第6項の規定による賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回3件の届出があります。議案は22ページになります。

番号1の案件は賃借人が尾口文良さんです。

小瀬地内の田3筆、1915㎡です。

合意解約日は、平成26年11月30日です。

○ 議長（佐藤善一君） それでは先程、審議の途中でありました5条3番と5番について事務局から説明していただきます。

○事務局長（玉田和久君） 5条3番に関しましては会社が廣瀬さん個人から使用貸借して太陽光発

電施設を設置するものです。5条5番に関しましては、山田さんから廣瀬さんが土地を購入し、廣瀬さん個人が太陽光発電施設を設置するものです。

○議長（佐藤善一君）以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は1月7日午後3時からの予定です。

また、今後の主な行事予定は、12月15日が本日分の農業会議答申日、12月12日が転用申請等受付締切日、12月15日が転用申請等現地確認日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後4時45分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

印

14番 関市広見693番地

印

15番 関市植野772番地

印